

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第29号	令和7年11月6日	伊予市役所	環境政策課

題目（テーマ）：住宅近くでの焚火禁止について

提案理由（要旨）

私が朝方、散歩に出かけると、3か所で白煙が空に舞い上がっているのを確認できました。場所は、山に近い場所（1か所）住宅に近い場所（2か所）であった。稲わらの焚火は、稲の成長過程で二酸化炭素を大気中から吸収しているので、「カーボンニュートラル」として問題はなさそう。しかしながら、稲わら等を焼却すると二酸化炭素以外に一酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等を排出します。すなわち、住宅地近くでは煙による洗濯物被害やメタン等のガス被害となるので、絶対に住宅の近くでの焚火禁止をお願いします。

回 答 内 容

この度は、野外焼却（野焼き）に関する貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございます。

御指摘の通り、野焼きは原則として禁止されており、その理由はさまざまな有害物質の排出が健康や環境に及ぼす影響を考慮したことです。特に、安易な野焼きはダイオキシン類などの有害物質を発生させ、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあることは、私たちも深刻に受け止めております。また、煙や悪臭などが近隣住民に迷惑をかけることもあります、その点についても御指摘の通りです。

農業者による稲わら等の焼却については、特例として認められていますが、むやみに焼却してよいということではなく、周囲に迷惑をかけることがないよう、慎重に行う必要があります。

市としても、農業者や住民の方々に対して、適切な情報提供や周知活動を一層強化し、今後の焼却活動が問題を引き起こさないよう努めてまいります。

最後に、住宅地近くでの焼却については、煙の影響を避けるため、特に注意が必要です。今後とも、市民の皆様の健康と生活環境を守るため、適切な対応を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。